

③承認工事許可について(道路法第24条)

新築や改築などの自己都合により、道路の形態や構造等を変える必要がある場合は、自ら費用を負担して工事を行っていただくことになります。また、建設工事に起因する道路等の損傷についても対象となります。

- 例)
- ・駐車場の出入りのための道路工事(L形溝切下げ、歩道切下げ、植栽帯切り開き、ガードレール切り開き及び街路灯、カーブミラーなどの移設)
 - ・沿道掘削、建築工事などの起因による復旧工事
 - ・まちづくり条例、開発指導要綱等に伴う道路整備工事など

これらの工事を行う場合、事前に承認を受けなければなりません。承認を受けずに工事を行うと、構造物の撤去や、道路の修復、罰金の支払いを命じられることがあります。

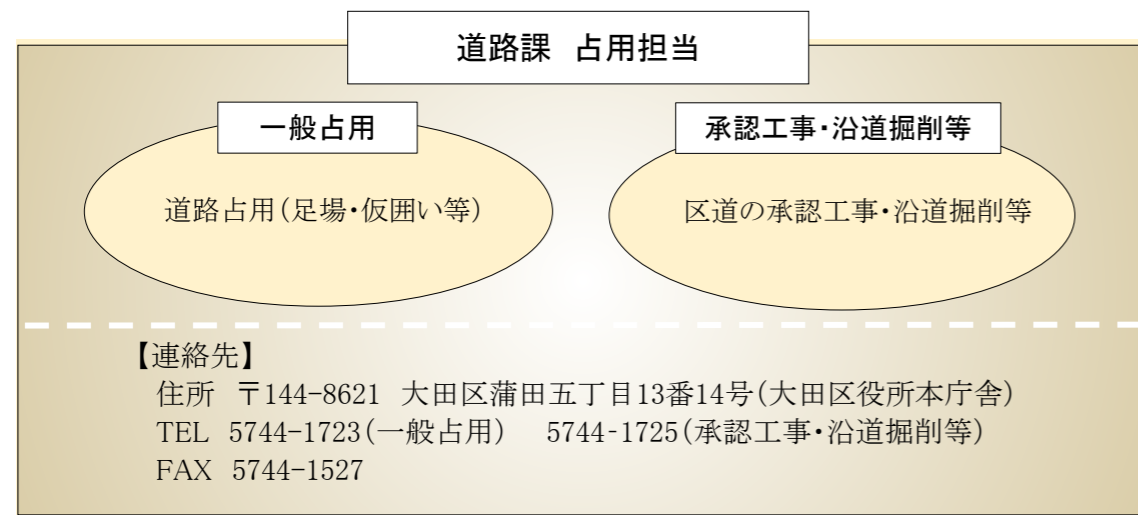
承認工事申請の提出部数は二部で、標準的書類は下記のとおりです。なお、工事内容によっては、必要書類が異なる場合がありますので、事前に書類内容を申請窓口で確認する必要があります。

添付書類

道路工事施行承認申請書、委任状・誓約書、案内図、現況(平面・構造)図、計画(平面・構造)図、現状写真(道路工事の対象となる場所、範囲が確認できる写真)

書類提出後、内容審査に10日程度かかります。余裕をもって提出してください。

パンフレット記載のこれらの申請は道路課占用担当で受け付けています。現場立会い等のため担当者不在の場合もありますので、予めご連絡の上、窓口までお越しください。



- | | | | | |
|--|--|--|--|---|
| 大森警察署 大森中 1-1-16 TEL 03-3762-0110 | 田園調布警察署 田園調布 1-1-8 TEL 03-3722-0110 | 蒲田警察署 蒲田本町 2-3-3 TEL 03-3731-0110 | 池上警察署 池上 3-20-10 TEL 03-3755-0110 | 東京湾岸警察署 江東区青海 2-7-1 TEL 03-3570-0110 |
|--|--|--|--|---|

対象道路が大田区が管理している道路以外の場合は、下記連絡先へお問い合わせください。

| 対象道路 | 担当事務所 | 連絡先 |
|------|----------------------------|--------------|
| 国道 | 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 | 03-3799-6315 |
| 都道 | 東京都建設局第二建設事務所管理課占用係 | 03-3774-8184 |
| 港湾道路 | 東京都港湾局東京港管理事務所港湾道路管理課監察占用係 | 03-5463-0224 |

沿道掘削・道路占用許可・承認工事許可に関する手続き

道路を正しく使用するためにも、以下のように道路を使用する場合は、事前に道路管理者の許可または承認が必要です。

道路は正しく
使いましょう!



①沿道掘削

建築工事で、道路沿いの敷地(沿道区域)を掘削したい

②道路占用許可

道路上に足場、工事用仮囲い、突出看板や日よけなどを設置したい
※ここでいう「道路」には道路の上空も含まれます

③承認工事許可

車の出入りのため、歩道を切り下げたり、ガードレールなどの撤去工事をしたい

『道路の適正利用に向けたご協力をお願いします。』

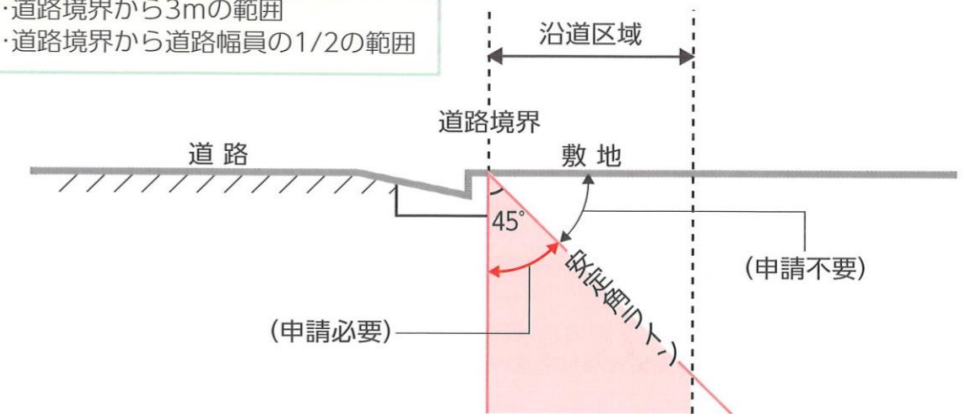
①沿道掘削について(道路法第44条)

ビルなどの建築工事で、道路沿いの敷地(沿道区域)を掘削する場合は工事の概要を届け出て承認を受けてください。

承認が必要な工事は、大田区が管理している道路の場合、一般的に沿道区域内で安定角(45°)ライン以下に掘り下げる工事です。(ただし、これ以外に承認を必要とする場合もあります。)

沿道区域とは?

道路に接続する地域で前面道路の幅員が、
20m以上の場合 ……道路境界から5mの範囲
6~20m未満の場合…道路境界から3mの範囲
6m未満の場合 ……道路境界から道路幅員の1/2の範囲



沿道掘削願いの提出部数は二部で、次の書類を添付してください。

添付書類

委任状・誓約書・案内図・建物配置図・平面図・断面図・山留計画図・山留計算書・掘削山留工事仕様書
土質柱状図・工程表・現状写真

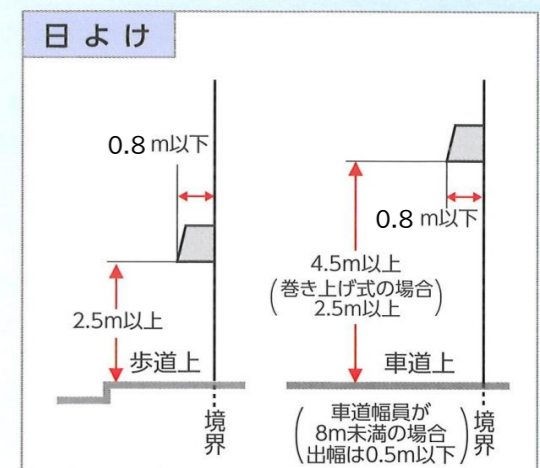
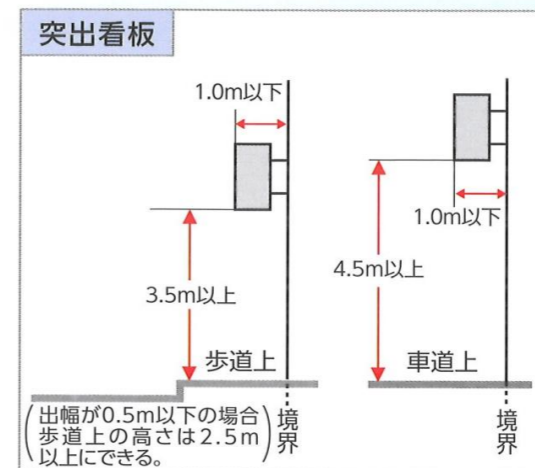
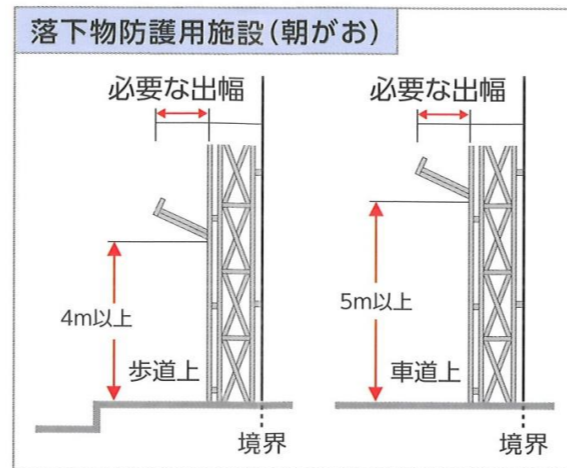
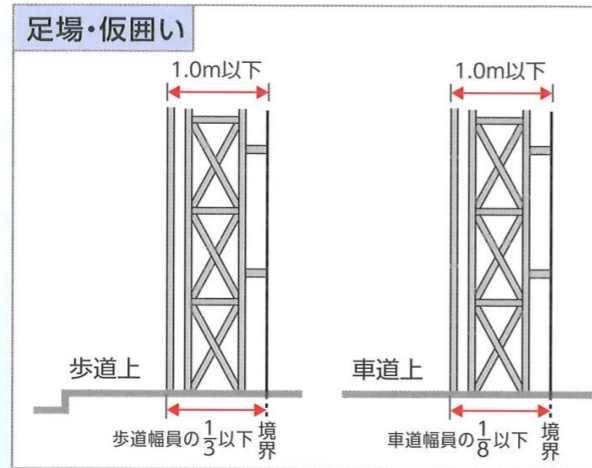
書類提出後、承認まで10日程度かかります。余裕をもって提出してください。

②道路占用許可について(道路法第32条)

許可を受けられる物件

- 例) ・足場(工事期間のみ)
 ・工事用仮囲い(工事期間のみ)
 ・突出看板や日よけ(上空のみ)
 ・商店街路灯やアーケード
 ・公衆電話BOX、郵便ポスト、消火栓、バス停などの公共、公益物件

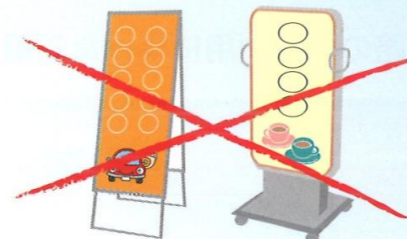
それぞれの物件・施設に応じ、許可条件があります。
 ※歩道とは、ガードレールや植栽帯などで歩車道が分離されている場合をいいます。



許可が受けられない物件

置き看板・立看板・商品置場・シャッターBOX・家屋など、個人的または営利目的で道路を狭めて設ける物件には許可はできません。

- 例) ・置き看板、立看板
 ・商品置場
 ・広告・看板などの支柱
 ・ノボリ旗や横断幕
 ・その他



このような物件は、通行上の支障となり危険であるばかりか、ご高齢の方やお体の不自由な方にとっては大変迷惑です。また、これらの物件に起因する事故が起されれば、民事上の責任(不法行為による損害賠償責任)を問われる可能性があります。

道路占用料について

道路を占用する場合は占用料が必要です。これは道路法第39条に基づき、大田区の条例で定められています。料金は占用する物件の種類、大きさによって異なります。詳しくは4ページ参照の道路課までお問い合わせください。

事務の流れ

- 申請書の提出(仮受付)** 道路占用許可申請書(道路課にあります)、道路使用許可申請書(所轄警察署にあります)を道路課へ持参し、仮受付印を押印してもらってください。
- 所轄警察署の意見聴取** 仮受付印のある書類を所轄警察署へ申請してください。
- 本受付** 所轄警察署の承認印が押してある道路占用許可申請書を再度道路課へ提出してください。(本受付となります。)
- 審査** 道路課で審査。(許可までに10日程度かかります。)
- 許可書の発行** 審査・確認後にご連絡をいたしますので、納入通知書を受け取り、納付してください。その後、道路占用料の納付が確認できた後に許可書を交付します。
- 手続き完了** 以上です。道路占用許可書は大切に保管してください。
 ※許可内容に変更が生じた場合は、道路課へご連絡ください。

申請手続き

【申請窓口】 道路課 で受け付けています。

【道路占用許可申請書】 大田区のホームページからでもダウンロードできます。
 ※道路占用許可申請書は3枚つづりとなっているため、ホームページからダウンロードした場合は、3枚ともご記入願います。

【道路占用許可申請書の記入例】 書き方が不明な場合は、道路課へお問い合わせください。

| 道路占用許可申請書 | | 新規 | 更新 | 変更 | 前回許可番号 | 年 | 月 | 日 | |
|----------------------|---------------------------|-------------------|---------|-----------------|-------------------------|---|---|-----------|--|
| (宛先) 大田区長 様 | | | | | | | | | |
| 住所 (法人の場合主たる事務所の所在地) | | | | | | | | | |
| 氏名 (法人の場合名称及び代表者の氏名) | | | | | | | | | |
| 道路法 第32条 第35条 の規定により | 許可を申請 します。 | TEL ××××-×××× | | | | | | | |
| 協 議 担当者 ○○○○ | | | | | | | | | |
| 占用の目的 | ○○邸の為の足場・仮囲いの仮設等具体的な理由を記入 | | | | | | | | |
| 占用の場所 | 路線名 | 窓口・大田区HPでご確認ください | | | | | | 車道・歩道・その他 | |
| | 場所 | 現場の住所を記入 | | | | | | | |
| 占用物件 | 名称 | 規模 | | | 数量 | | | | |
| | 足場・仮囲い等 具体的に | 道路境界線からの 出幅×延長を記入 | | | 面積を記入 | | | | |
| 占用の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 間 | 占用物件の構造 | ビティ・単管ブラケット等を記入 | | | | | |
| 工事の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 間 | 工事实施の方法 | | | | | | |
| 道路の復旧方法 | | | | 添付書類 | 案内図・平面図・断面図 立面図など(2部ずつ) | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |

その他添付書類(2部ずつ)

- ◆占用場所の案内図
- ◆占用物件の平面図、断面図、立面図など

(図面に明記するもの)

- ・占用物件の寸法、材料、及び構造
- ・道路幅、歩道幅員、道路境界、隣地境界
- ・ガードレール、植栽帯及び電柱等道路上にあるもの(寸法、位置を含む)
- ・切り下げがある場合はその位置と寸法(傾斜部分を明記のこと)

※占用物件の種類、設置状況・構造等により、別途添付書類が必要な場合があります。